

周南市政治倫理条例の一部を改正する条例制定について

周南市政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年3月23日 提出

周南市議会企画総務委員会

委員長 吉 平 龍 司

周南市政治倫理条例の一部を改正する条例

周南市政治倫理条例(平成17年周南市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「前項の事務を行うため、」の次に「第12条第1項の規定による調査請求をした市民及び」を加える。

第11条第1項中「審査会の会議」を「審査会の会議（以下この条において「会議」という。）」に、同条第4項中「審査会の会議」を「会議」に改め、同条に次の2項を加える。

5 委員は、第12条第1項の規定による調査の対象事由が、次の各号のいずれかに該当する場合は、除斥されるものとする。

(1) 自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹（以下「自己等」という。）の一身上に関する場合

(2) 自己等の従事する業務に直接の利害関係のある場合

6 委員は、前項に定めるもののほか、特別の事情がある場合は会議に出席しないことを審査会に申し出ることができる。この場合において、審査会は、委員の申出に理由があると認めるときは、会議に出席しないこと又は条件を付して参加することを認めることができる。

第12条第1項中「審査会が調査を行うよう」の次に「、調査の対象者（以下「調査対象者」という。）が市長のときは代表監査委員に、調査対象者が議員のときは」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 代表監査委員は市長に、市長は議長に、前項の規定により提出された調査請求書等の写しを送付しなければならない。
- 3 代表監査委員及び市長は、第 1 項の規定により調査請求書等が提出されたときは、その写しを審査会に速やかに提出し、調査を求めなければならない。ただし、調査対象者に係る公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条、第 34 条、第 34 条の 2 その他の規定により行う選挙（以下「選挙」という。）が次の各号のいずれかである場合は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 代表監査委員又は市長が、調査を求めようとする日の翌日から起算して 60 日以内に公職選挙法第 33 条第 5 項（同法第 34 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）、第 34 条第 6 項その他の規定により行う告示（以下「選挙告示」という。）による選挙がある、又は代表監査委員若しくは市長が、60 日以内に選挙があると認めた場合 公職選挙法第 102 条に規定する告示があった日（以下「告示日」という。）の翌日に調査を求める。

- (2) 第 6 項に規定する 60 日以内（以下この号及び次項において「60 日」という。）に選挙告示による選挙がある、又は審査会が 60 日以内に選挙があると認めた場合 選挙告示の日又は審査会が選挙があると認めた日から起算して告示日までの間の日数は、60 日に算入しないものとする。

第 12 条第 9 項を同条第 11 項とし、同条第 5 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 4 項中「前項」を「第 3 項及び第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 前項ただし書各号に定める場合において、調査対象者が選挙に当選しなかったとき、第 6 項の規定による調査報告書の提出までに公職選挙法第 99 条、第 103 条第 2 項、同条第 4 項、第 104 条その他の規定により当選を失ったとき、又は同法第 221 条から第 251 条の 5 までの規定その他の規定により当選が無効になったときは、第 1 項の規定による調査請求はなかったものとみなす。ただし、公職選挙法の規定による異議の申出、審査の申立て又は訴訟を経て当選した場合における前項ただし書の規定の適用については、同ただし書第 1 号中「公職選挙法第 102 条に規定する告示があった日（以下「告示日」という。）」とあるのは「当選の効力の発生した日」と、同ただし書第 2 号中「告示日」とあるのは、「当選の効力の発生した日」とする。

5 第3項の規定にかかわらず、調査対象者が次の各号のいずれかである場合は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 60日以内に行われる選挙に公職選挙法第86条の4第1項、第5項又は第6項の規定による立候補の届出（以下「立候補の届出」という。）をしなかった場合 第1項の規定による調査請求はなかったものとみなす。

(2) 辞職又は退職した場合 第1項の規定による調査請求はなかったものとみなす。ただし、次の選挙に立候補の届出をした場合は、前2項の規定を準用する。

第13条(見出しを含む。)中「議員及び市長」を「調査対象者」に改める。

第14条第1項中「議員及び市長は」を「調査対象者は」に、「当該議員及び市長」を「自ら」に改め、同条第2項中「前項の議員」を「前項の調査対象となった議員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

周南市政治倫理条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(審査会の所掌事務) 第9条 (略)</p> <p>2 審査会は、前項の事務を行うため、<u>関係人に対し、説明又は資料の提供を求め必要な調査を行うことができる。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(審査会の会議)</p> <p>第11条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 審査会の会議は、公開とする。ただし、特別な事情がある場合において出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(市民の調査請求権)</p> <p>第12条 市民は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、有権者50人以上の者の連署をもって、これを証明する資料を添付した調査請求書(以下「調査請求書等」という。)を提出して、審査会が調査を行うよう</p>	<p>(審査会の所掌事務) 第9条 (略)</p> <p>2 審査会は、前項の事務を行うため、第12条第1項の規定による調査請求をした市民及び関係人に対し、説明又は資料の提供を求め必要な調査を行うことができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(審査会の会議)</p> <p>第11条 審査会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 会議は、公開とする。ただし、特別な事情がある場合において出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。</p> <p>5 委員は、第12条第1項の規定による調査の対象事由が、次の各号のいずれかに該当する場合は、除外されるものとする。</p> <p>(1) 自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹(以下「自己等」という。)の一身上に係る場合</p> <p>(2) 自己等の従事する業務に直接の利害関係のある場合</p> <p>6 委員は、前項に定めるもののほか、特別の事情がある場合は会議に出席しないことを審査会に申し出ることができる。この場合において、審査会は、委員の申出に理由があると認めるときは、会議に出席しないこと又は条件を付して参加することを認めることができる。</p> <p>(市民の調査請求権)</p> <p>第12条 市民は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、有権者50人以上の者の連署をもって、これを証明する資料を添付した調査請求書(以下「調査請求書等」という。)を提出して、審査会が調査を行うよう、調査の対象者(以下「調査対</p>

_____市長に請求することができる。

(1)～(3) (略)

2 市長は、前項の規定により提出された調査請求書のうち、議員に係るものの写しを議長に送付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により調査請求書等が提出されたときは、その写しを審査会に速やかに提出し、調査を求めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

象者」という。)が市長のときは代表監査委員に、調査対象者が議員のときは市長に請求することができる。

(1)～(3) (略)

2 代表監査委員は市長に、市長は議長に、前項の規定により提出された調査請求書の写しを送付しなければならない。

3 代表監査委員及び市長は、第1項の規定により調査請求書等が提出されたときは、その写しを審査会に速やかに提出し、調査を求めなければならない。ただし、調査対象者に係る公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条、第34条、第34条の2その他の規定により行う選挙(以下「選挙」という。)が次の各号のいずれかである場合は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 代表監査委員又は市長が、調査を求めようとする日の翌日から起算して60日以内に公職選挙法第33条第5項(同法第34条の2第5項において準用する場合を含む。)、第34条第6項その他の規定により行う告示(以下「選挙告示」という。)による選挙がある、又は代表監査委員若しくは市長が、60日以内に選挙があると認められた場合、公職選挙法第102条に規定する告示があった日(以下「告示日」という。)の翌日に調査を求め。

(2) 第6項に規定する60日以内(以下この号及び次項において「60日」という。)に選挙告示による選挙がある、又は審査会が60日以内に選挙があると認められた場合、選挙告示の日又は審査会が選挙があると認められた日から起算して告示日までの間の日数は、60日に算入しないものとする。

4 前項ただし書各号に定める場合において、調査対象者が選挙に当選しなかったとき、第6項の規定による調査報告書の提出までに公職選挙法第99条、第103条第2項、同条第4項、第104条その他の規定により当選を失ったとき、又は同法第221条から第251条の5までの規定その他の規定により当選が無効になったときは、第1項の規定による調査請求はなかつたものと

みならず。ただし、公職選挙法の規定による異議の申出、審査の申立て又は訴訟を経て当選した場合における前項ただし書の規定の適用については、同ただし書第1号中「公職選挙法第102条に規定する告示があった日（以下「告示日」という。）」とあるのは「当選の効力の発生した日」と、同ただし書第2号中「告示日」とあるのは、「当選の効力の発生した日」とする。

5 第3項の規定にかかわらず、調査対象者が次の各号のいずれかである場合は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 60日以内に行われる選挙に公職選挙法第86条の4第1項、第5項又は第6項の規定による立候補の届出（以下「立候補の届出」という。）をしなかつた場合 第1項の規定による調査請求はなかつたものとみなす。

(2) 辞職又は退職した場合 第1項の規定による調査請求はなかつたものとみなす。ただし、次の選挙に立候補の届出をしなかつた場合は、前2項の規定を準用する。

6 審査会は、第3項及び第4項の規定により調査を求められたときは、速やかに調査を行い、調査を求められた日の翌日から起算して60日を経過する日までに、調査の結果及び意見を記載した調査報告書（以下「調査報告書」という。）を作成し、これを市長に提出しなければならない。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

(調査対象者の協力義務)

第13条 調査対象者は、審査会の要求があつたときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明をしなければならぬ。

(信頼回復のための措置)

(新設)

4 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、速やかに調査を行い、調査を求められた日の翌日から起算して60日を経過する日までに、調査の結果及び意見を記載した調査報告書（以下「調査報告書」という。）を作成し、これを市長に提出しなければならない。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(議員及び市長の協力義務)

第13条 議員及び市長は、審査会の要求があつたときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明をしなければならぬ。

(信頼回復のための措置)

第14条 議員及び市長は、調査報告書において当該議員及び市長の行為が政治倫理基準等に違反している旨の指摘がなされるときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。

2 議会は、前項の議員が同項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼回復のために必要と認められる措置を講じるものとする。

第14条 調査対象者は、調査報告書において自らの行為が政治倫理基準等に違反している旨の指摘がなされるときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要と認められる措置を講じなければならない。

2 議会は、前項の調査対象となった議員が同項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼回復のために必要と認められる措置を講じるものとする。